

# 厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

## 当院は保険医療機関です

- (1) 管理者の氏名：桑原 敏彰
- (2) 診療に従事する医師の氏名：桑原 敏彰・桑原 和一
- (3) 診療日及び診療時間：

9:00～12:00/15:00～18:00（月曜・火曜・水曜・金曜） 9:00～12:00（木曜・土曜）

- (4) 標榜科目：耳鼻咽喉科・小児耳鼻咽喉科・アレルギー科・内科・外科

## 個人情報保護の遵守について

当院では個人情報保護に努めています。問診票、診療録、検査記録等の個人情報は治療目的以外には使用いたしません。

## 問診票への記入について

マイナンバーカードによる保険証利用により、診療情報を医療機関同士で連携できるよう、情報取得への同意をお願いしています。

## 診療情報を取得・活用する効果について

薬剤情報を取得することで、同一成分・同一効果の薬剤の重複処方を防止することが可能となります。

また、投薬内容から患者さまの病態を適切に把握し、必要に応じて健康診断情報等も確認することで、より適切な医療の提供に活用します。

## 一般名処方加算

当院では、患者さまに必要な医薬品を安定的に確保するため、医薬品の供給状況を踏まえ、薬局と連携のうえ一般名処方（医薬品をメーカー名・銘柄名ではなく成分名で記載する方法）を行っています。

## 明細書発行体制等加算

当院では、医療の透明性向上および患者さまへの情報提供を目的として、診療報酬の算定項目、使用した薬剤名、実施した検査名等を記載した診療明細書を、領収証とともに無料で発行しています。

明細書の発行を希望されない場合は、受付までお申し出ください。ご不明な点がございましたら、お気軽にスタッフへお尋ねください。

## 医療情報取得加算

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しています。

当院を受診された患者さまについて、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取り扱い、活用し、診療を行っています。

## 外来感染対策向上加算

当院では、以下の院内感染防止対策に取り組んでいます。

○院内感染管理者（院長）を配置し、職員一同で感染対策に取り組んでいます。

○感染防止対策業務指針および手順書を作成し、職員全員がそれに基づき感染対策を実施しています。

○職員全員を対象に、年2回の院内研修を実施し、感染防止に関する知識の向上に努めています。

○インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など、感染性の高い疾患が疑われる場合には、一般診療の方と導線を分けた診療スペースを確保して対応します。

○医師会と連携し、感染対策に取り組んでいます。

## 医療 DX 推進体制整備加算

当院では、国の施策に基づき医療 DX を推進するため、オンライン資格確認を導入しています。今後は、マイナンバーカードの利用拡大に伴い、医療機関同士の連携による適切な診療や、薬剤の重複防止・相互作用の確認などを推進し、より安全で質の高い医療の提供に努めてまいります。医療 DX 推進体制に関する事項および、質の高い診療を実施するために必要な情報を取得・活用して診療を行っています。

## がん治療連携指導料

治療を受けられた医療機関で作成された治療計画に基づき、連携医療機関と退院後の治療や診療情報の共有を行います。

## 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料

当院は、検査結果や画像情報（レントゲン、超音波検査、CT 等）の情報を適切に管理・提供するための体制を整えており、厚生労働大臣が定める施設基準を満たしています。この基準に基づき「検査・画像情報提供加算」を算定しています。必要に応じて、他の医療機関等へ検査・画像情報の提供を行い、適切な医療連携に努めています。

## 外来後発医薬品使用体制加算

当院では、医療費の適正化および薬剤の安定供給に寄与することを目的として、外来後発医薬品使用体制加算の施設基準を満たし、当該診療報酬を算定しています。後発医薬品（ジェネリック医薬品）を適切に使用し、品質や安全性に配慮した処方を行っています。また、患者さんの状態に応じて、医師・薬剤師が十分に説明を行ったうえで処方を選択しています。

(2025 年 12 月 1 日時点)

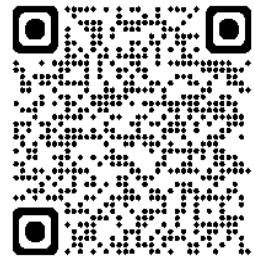
# 令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

## 新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる  
医薬品の一覧などはこちらへ



## 後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）  
に関する基本的なこと



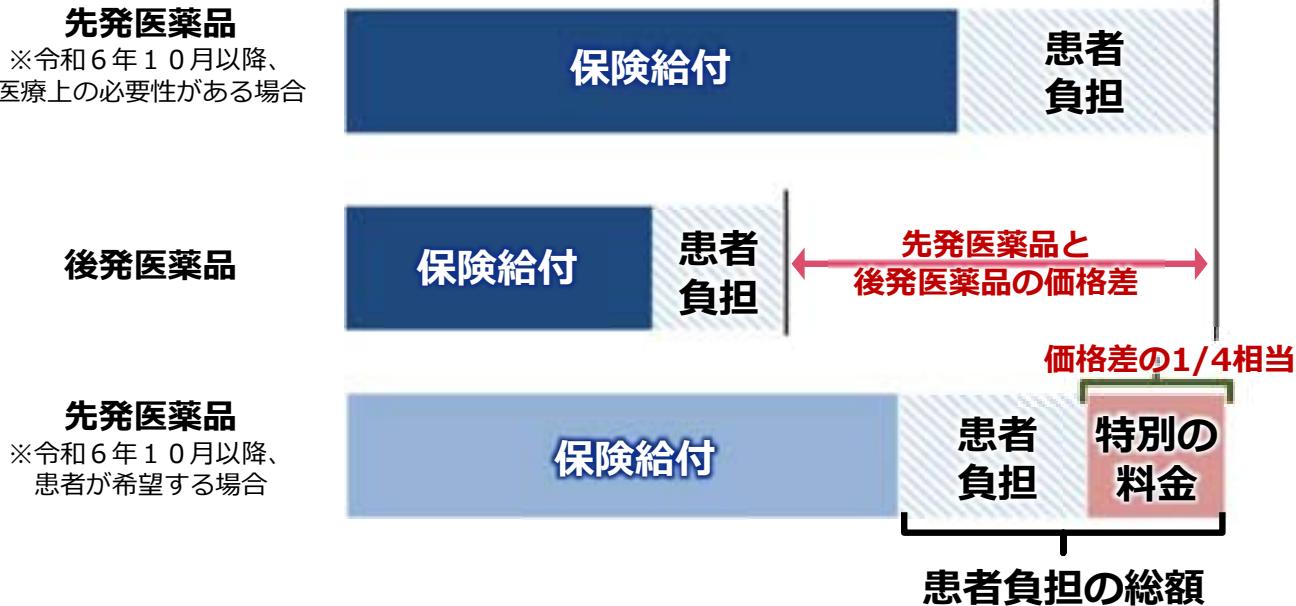
※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るために  
皆さまのご理解とご協力を  
お願いいたします

# 特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

## Q & A

### Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

A. いわゆる長期収載品（ちょうきしゅうさいひん）と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

### Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはいけないのですか。

A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

### Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うことになりますか。

A. 例えば、“使用感”や“味”など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

### Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。